

ラウンドテーブル これからのSDを考える

平成28年8月26日

愛媛大学 総務部人事課副課長 久保 秀二

(SPOD-SDJ-ディレクター)

愛媛大学 教育学生支援部教育企画課副課長

織田 隆司

 愛媛大学

到達目標

- SDに関する大学設置基準等の一部を改正する省令（平成28年 3月31日）の概要を説明することができる。
- 自大学等におけるSDの取組について説明することができる。
- 他大学等のSDの取組を共有し、自大学での取組に活かすことができる。

ラウンドテーブルの流れ

- 1 グループ討議 1 過去を考える
- 2 SDに関する大学設置基準の改正について
- 3 グループ討議 2 現在を考える
- 4 グループ討議 3 未来を考える

アイスブレイク



○自己紹介

○これまでに受講した印象に残る研修

テーマ1（グループ討議）

過去（これまで）を考える

各大学における

S Dの取組状況について

- ・ 効果が上がっている点
- ・ 問題点・課題となっている点 など

SDに関する大学設置基準の改正

大学設置基準第42条の3 (研修の機会等)

改正:平成28年3月31日

施行:平成29年4月1日

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条の3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

SDに関する大学設置基準の改正

大学設置基準第42条の3 (研修の機会等)

改正：平成28年3月31日

施行：平成29年4月1日

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その**職員**に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

留意事項 1/4

「職員」・・・事務職員のほか、教授等の**教員**や学長等の**大学執行部**、技術職員等も含まれること。

SDに関する大学設置基準の改正

大学設置基準第42条の3 (研修の機会等)

改正：平成28年3月31日

施行：平成29年4月1日

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための**研修**(第25条の3に規定するものを除く。)の**機会を設けること**その他必要な取組を行うものとする。

留意事項 2/4

「機会を設けること」・・・個々の職員全てに対して**一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではないこと。**

SDに関する大学設置基準の改正

大学設置基準第42条の3 (研修の機会等)

改正：平成28年3月31日

施行：平成29年4月1日

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための**研修**(第25条の3に規定するものを除く。)の**機会を設けること**その他必要な取組を行うものとする。

留意事項 3/4

「SDの機会」・・・各大学等が**自ら企画**して機会を設けることを義務付けるわけではないこと。

SDに関する大学設置基準の改正

大学設置基準第42条の3 (研修の機会等)

改正:平成28年3月31日

施行:平成29年4月1日

大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定するものを除く。)の機会を設けること**その他必要な取組**を行うものとする。

留意事項 4/4

「その他必要な取組」・・・その他必要な取組の実施が**期待されている**こと。 例示:職員の研修の実施方針・計画を全学的に策定

SDに関する大学設置基準の改正

Aその他B

「その他」の前にある字句(A)と「その他」の後にある字句(B)とが**並列関係**にある場合に用いられる。

A(研修の機会を設けること)

B(その他必要な取組)

Aその他のB

「その他の」の前にある字句(A)が「その他の」の後にある、より内容の広い意味を有する字句(B)の**例示**として、その一部を成している場合に用いられる。

A(研修の機会を設けること)

B(その他の必要な取組)

SDに関する大学設置基準の改正

3つのポイント！

内 容 : 大学の運営に
焦点をあてた能力開発

対 象 : 執行部や教員を含む

機 会 : 研修を中心に想定

テーマ2（グループ討議）

現在を考える

この改正をどうとらえますか

- ・ 利点（メリット）
 - ・ 課題や問題点
 - ・ 疑問点
- など

テーマ3（グループ討議）

未来（これから）を考える

来年度以降どのようにしていくか

- ・ 個人として
- ・ 組織として
- ・ 研修以外の取組 など

改正に至る背景

○事務組織の見直し

事務組織の目的・役割の明確な定義

○高度専門職（専門的職員）の設置

リサーチ・アドミニストレーター (URA)

インスティテューショナル・リサーチャー (IRer)

産学官連携コーディネーター

アドミッション・オフィサー

カリキュラム・コーディネーター

弁護士・弁理士等の資格保有者

広報人材, 翻訳者

等

研修の分類

- 対象(職種)別(大学執行部, 教員, 事務職員, 技術職員・・・)
- 職階別(教授, 助教, 部課長, 係長・・・)
- テーマ別(ハラスメント, メンタルヘルス・・・)
- 汎用・専門別(コミュニケーション, 財務, 知的財産・・・)
- 講義型, ワークショップ型・・・
- 日帰り型, 宿泊型・・・
- 講師が外部, 内部・・・
- 講師が教員, 事務職員・・・
- 企画別(自大学企画, 別機関企画へ参加・・・)

ありがとうございました

今回この時間を共有できた
皆さんとともに頑張りましょう！



久保
織田

kubo.shuji.mx@ehime-u.ac.jp
orita.ryuji.mc@ehime-u.ac.jp



参考文献・資料

- 文部科学省大学審議会, 中央教育審議会答申
- 文部科学省ウェブサイト 中央教育審議会大学分科会・大学教育部会
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/
- 吉武博通 大学における「高度専門職」の意義と育成について考える
リクルートカレッジマネジメント191 2015May-Apr
- 橋場論 職員の能力開発とSDの義務化 教育学術新聞 2016.4.27, 5.11
- 山本真一 スタッフ・ディベロップメント (SD) の義務化に思う
文部科学教育通信 2016.4.25
- 篠田道夫 中教審で審議が進む職員の新たな役割と専門性の向上
Between2015.12-2016.1月号
- 篠田道夫 これからの大学改革の核, SD・職員力の飛躍
リクルートカレッジマネジメント199 2016Jul-Aug